

## 令和2年度 第26回「美川地区 まちづくり会議」概要

日 時：令和2年11月17日（火） 19：30～20：30

場 所：美川公民館

参加団体等：美川地区社会福祉協議会会長、美川地区民生委員会会長、美川体協会長、美川鶴亀会会長、美川おかえりの会企画担当、美川文化協会理事、美川児童館カンガルークラブ、美川小育友会会長、美川婦人会副会長

### 発言【1】

- (1)緑寿荘建て替え時のお風呂について
- (2)美川駅のバリアフリーについて
- (3)美川地区の公園について

#### 【市】

(1)令和4年度に建設予定であり、幅広い世代間交流や地域コミュニティ、防災拠点機能を兼ね備えた施設を目的としております。

美川地区には2つの入浴施設があることから、浴室を整備する計画をしておりません。市では、65歳以上の方を対象に「高齢者ふれあい入浴事業」を行っており、1回100円で年に12回入浴できる助成券を交付しておりますので、ご利用いただきたいと考えております。

(2)昇降機、スロープ等を含めた様々なバリアフリー化の手法を想定しております。

利用者数の多い駅からの対応を考えており、西松任駅、加賀笠間駅の整備の次となりますが、美川駅のバリアフリー化のための具体的な方法について、鉄道事業者と協議してまいります。

(3)アプコットパークにつきましては、整備しやすい環境を作るため、令和2年3月に都市公園へ移管いたしました。今後は、地域住民の憩いの場所として多くの方に利用していただけるよう、計画的に整備してまいります。

### 発言【2】

ジオパークに関連する資産や環境の整備について

#### 【市】

美川地域には、白山を源流とする手取川の河口を中心に平成の名水百選である白山美川伏流水群や石川ルーツ交流館、小舞子海岸など数多くのジオパークの見どころがあり、説明看板やパンフレット、HPなどで積極的にPRしております。今後と

も、白山の眺望も含め、見どころある観光スポットの環境整備を関係機関と連携しながら、順次進めてまいります。

### 発言【3】

木曾街道や北国街道の行先表示や町内入り口の地域の看板設置について

#### 【市】

歴史的な街道は、街道全体での理解が不可欠であり、長距離となる街道の現地での表示設置は多くの課題があると考えており、まずは、市ホームページ等で街道の歴史等の解説を検討したいと思っております。

また、町内の入り口付近には、金属プレート製の町名表示板を設置しており、地域の看板設置につきましては、現在、考えておりません。

### 発言【4】

(1)サロン開催助成の柔軟な対応について

(2)中町通りの歩道出入口の急な段差の解消について

#### 【市】

(1)外出自粛が長期化することにより、高齢者の閉じこもりや健康への影響も懸念されることから、感染拡大防止に配慮した「通いの場」等再開の留意事項が厚生労働省から通知されており、サロンを開催した上で、参加できなかった方へのご対応を検討いただきたいと思います。

なお、当該事業において、お花や食べ物は、一般的に助成の対象外となりますが、介護予防に資するものは対象となりますので、訪問の際にお渡しする介護予防に関するパンフレット等の印刷製本費は対象となります。

(2)県へ要望してまいります。

### 発言【5】

美川体育館について

#### 【市】

美川体育館は、昭和51年に竣工し44年経過しております。今後の利用形態など、あり方について検討してまいりたいと考えております。

### 発言【6】

(1)市の避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）発令時や気象庁の警戒レベル

3相当の防災気象情報発表時など避難が必要とされる状況時における町内会としての具体的な対応について

(2)ボランティア活動に対する市からの表彰について

#### 【市】

(1)市からの避難勧告（警戒レベル4）や避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）発令の際には速やかに避難行動をとる必要があります。一方で、気象庁の防災気象情報は、自治体の発令よりも多くの場合、先に発表があり、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3以上に相当する場合は、市からの発令が出されていなくても自ら避難の判断が必要となります。

高齢者や障害のある方など、自力で避難することが困難な方につきましては、市では、その方の同意に基づき「避難行動要支援者名簿」を作成しており、市と町内会とが、名簿提供に関する協定を締結することで、町内会への名簿の提供を行っております。

また、市ホームページにも掲載してある「地域の防災づくり（マニュアル）」には、有事の際の要支援者への町内会（自主防災組織）の役割が示されており、防災訓練において避難行動の確認や安否確認に名簿を利用し、地域の防災づくりに活用していただきたいと考えておりますので、スムーズな避難行動のためにも定期的な防災訓練の実施は大切であり、市といたしましても対処方法などのアドバイスをさせていただきたいと考えております。

なお、防災訓練等で名簿をコピーした場合は、シュレッダーにかけるなど、個人情報流出には細心の注意が必要となります。

(2)活動内容を確認させていただき、市の表彰基準に該当すれば推薦の手続きが可能となりますので支所へご相談ください。